本件の概要

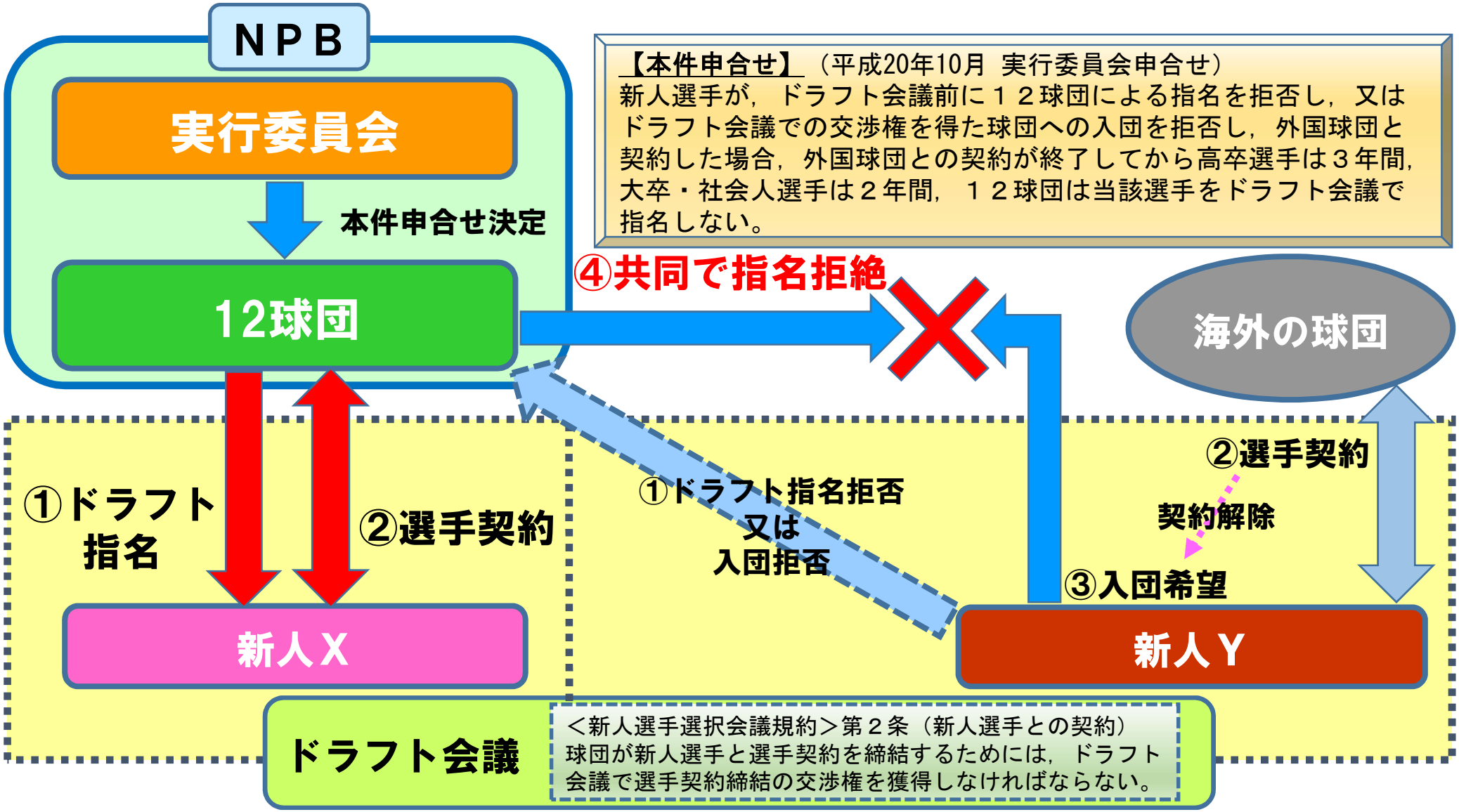
NPB
実行委員会
本件申合せ決定
12球団
【本件申合せ】（平成20年10月 実行委員会申合せ）
新人選手が，ドラフト会議前に１２球団による指名を拒否し，又はドラフト会議での交渉権を得た球団への入団を拒否し，外国球団と契約した場合，外国球団との契約が終了してから高卒選手は３年間，大卒・社会人選手は２年間，１２球団は当該選手をドラフト会議で指名しない。
④共同で指名拒絶
海外の球団
①ドラフト指名
②選手契約
①ドラフト指名拒否
又は
入団拒否
②選手契約
契約解除
③入団希望
新人Ｘ
新人Ｙ
ドラフト会議
＜新人選手選択会議規約＞第２条（新人選手との契約）
球団が新人選手と選手契約を締結するためには，ドラフト会議で選手契約締結の交渉権を獲得しなければならない。

参考